

労働基準監督業務について
《事務・事業説明資料》

労働基準監督業務概要

《基礎データ》

| | 職員(非常勤) | | 予算額(うち人件費) | |
|-----|------------------|------------------|----------------------|----------------------|
| | 22年度 | 21年度 | 22年度 | 21年度 |
| 本省 | 23人 (0人) | 23人 (0人) | 10.0億円 (2.5億円) | 16.4億円 (2.5億円) |
| 労働局 | 444人 (54人) | 454人 (35人) | 43.2億円 (40.8億円) | 43.5億円 (40.9億円) |
| 監督署 | 2,474人 (207人) | 2,445人 (150人) | 229.1億円 (223.5億円) | 223.7億円 (218.2億円) |

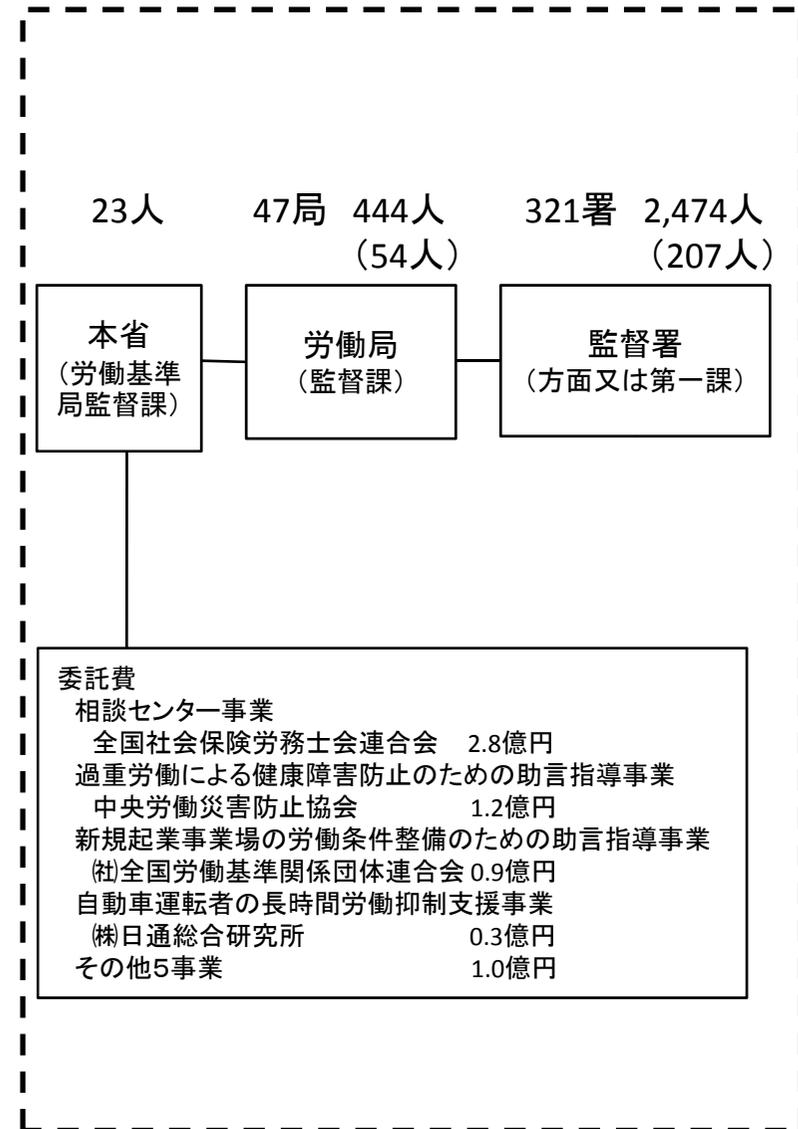
注)他の業務を兼務している職員については、業務割合に応じ按分して計上

《主な事務・事業》

| 事務・事業 | 人員 | 予算(うち、人件費) |
|----------|------------------|------------------------|
| 労働基準監督業務 | 2,941人 (261人) | 276.1億円 (うち266.8億円) |
| 委託事業 | — | 6.2億円 |
| システム関連 | — | 39.0億円 |

注)システムは、「安全衛生指導業務」と共通。

《組織図》



労働基準監督機関が目指すもの(基本的使命)

- 憲法第27条第2項に基づき労働条件の最低基準を定める労働基準法や労働安全衛生法等の労働基準関係法令(違反に罰則)の実効を確保する。
- この機能を担う国直轄の機関として、労働基準監督機関が労働基準法に規定されている。

【対象】全国の1人でも労働者を使用する事業場

(約400万事業場:「平成18年事業所・企業統計調査」、約5,240万労働者:「平成21年労働力調査」(総務省統計局))

【監督機関の体制】《参考》ILO第81号条約(1953年批准)第4条第1項「労働監督は、加盟国の行政上の慣行と両立しうる限り、中央機関の監督及び管理の下に置かなければならない。」

厚生労働省(本省)

指揮監督(労働基準法
第99条第1項)

- ・労働基準法など労働条件の最低基準の定立
- ・法令の適用に当たって労働局、監督署からの随時の疑義照会に対する回答等
- ・労働基準監督官の権限行使の全国統一的な運用を確保するための労働局への指導(監察)
- ・都道府県を超える広域事案の指導調整
- ・全国一斉の監督指導(名ばかり管理職問題についての一斉監督など)の指示
- ・労働基準監督官制度(試験、採用、研修など)の運用

都道府県労働局(47局)

指揮監督(労働基準法
第99条第2項)

- ・監督署に対する年間監督計画の作成方針の指示と作成された計画が適切かどうかの審査
- ・監督計画に沿って監督が行われているか、使用停止命令など事業活動への影響の大きい処分が適切に行われているかの確認・指導(監察)
- ・署の管轄を超える広域事案の指揮
- ・重大・悪質な労働基準関係法令違反の事案の処理方針の指示、地方検察庁との連携

労働基準監督署(321署)

事業場数、労働者数、危険有害業務の状況、利用者の利便性、組織の効率性を考慮し、配置

- ・労働基準監督官が個別事業場に対し監督を行い労働基準関係法令違反を是正指導
- ・労働基準監督官が司法警察員として重大・悪質な労働基準関係法令違反の事案を送検
- ・労働者からの申告の受付
- ・就業規則、「36協定」など労使協定の受理・指導

(参考)「『2020年までの目標』と達成に向けた施策」(平成22年6月3日雇用政策対話合意)

「労働基準監督法令の履行の確保のため、労働基準行政の強化を図るとともに、増加を続ける個別労働紛争の円滑かつ迅速な解決の促進を図るため、体制の強化及び一層の業務効率化を図る。」

【最近の主要な重点課題】 過重労働、サービス残業の問題化、リーマンショック以降の厳しい経済・雇用情勢を背景に、①長時間労働の抑制、②賃金不払残業の防止、③賃金不払・違法解雇の是正、が重点課題

業務運営の基本的考え方

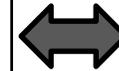
ア 法違反の是正を主眼とし、重大・悪質な事案を司法処分(送検)

労働基準監督官

立入権限等を活用した監督指導(是正が図られない等、重大・悪質な事案は司法処分(送検)を行うことを背景として)によって、法違反の是正を促し、迅速に労働条件の確保を図ることが基本的使命。

警察官

捜査等による刑事責任の追及を基本。



(参考)ILO事務局「労働監督の手引き」(1955年)(抄)

- 最も効果的な手法は、健全な労働条件と法の規定に関する認識を促進すること及び使用者と労働者に対し法的義務を履行する最も効果的な方法について教示し、助言すること等に重点をおくことである。と同時に、重大な違反、度重なる違反や明らかに故意の違反が行われた場合には、やむを得ず制裁的な手段を執る方途がとられるべきである。

イ 事業場を選定し、計画的に監督指導するほか、労働者の申告等に機動的に対応

- ・ 広範な事業場の中から問題があると考えられる事業場に対し、計画的に監督指導を実施するほか、労働者の申告により把握した問題事業場に対して機動的に監督を実施。
- ・ PDCAサイクル(次ページ)にのっとり、計画性と同時に、機動性・即応性の確保に努めている。

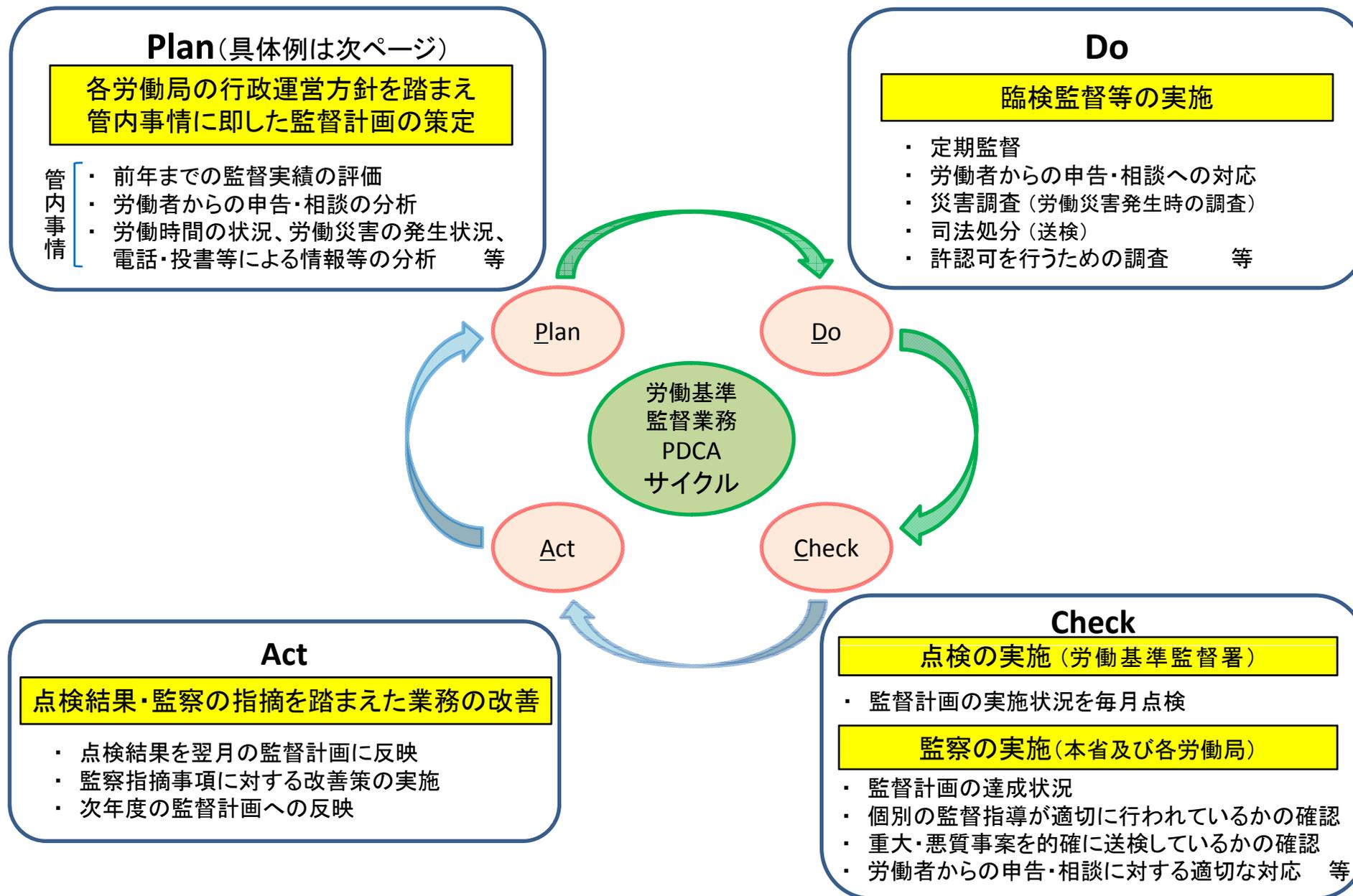
(参考1)ILO第81号条約

第16条 事業場に対して、関係法規の実効的な運用の確保に必要な限りひんばん且つ完全に監督を実施しなければならない。

(参考2)ILO事務局「労働監督の手引き」(1955年)(抄)

- 監督の対象となる事業場については、例えば、年に少なくとも一回臨検するというような年度型で基準を定めるか、又は事業場に対しては「関係法規の実効的な適用の確保に必要な限り頻繁に監督を実施する」というような必要型で基準を定めるかということである。事実後者は、1947年の労働監督に関する条約中において用いられている基準であり、そしてこれは長い経験と確固たる業績を有する監督行政において最も普通に採用されている基準であるように思われる。
- ひとたびいくつかの優先的取扱いの必要(例えば災害、職業病、苦情の調査)が生じた場合、監督の対象となる事業場間の定期的調査についての相対的緊急度に関し、まずどれを行うべきかの判断が下されなければならないことを意味する。この問題の最も効果的な解決は、安全および衛生に対する高度の危険を蔵する作業を行う事業場や、はなはだしい法規違反の前歴のある事業場に対し、まず第一に監督を集中して行うということである。

労働基準監督業務(労働基準監督署)におけるPDCAサイクル



監督計画の策定の具体例（A局B署）

管内概況

適用事業場数：約47,000
 適用労働者数：約660,000
 特徴：管内には本店・支店が多く、
 非工業的業種が密集。
 北部は工業地帯を形成。

平成22年度監督計画

※監督官の総業務量：2,652人日、庁外活動業務量：1,639人日
 （監督官の庁外活動業務量）＝（年間総業務量）－（庁内業務量）
 庁内業務：申告対応、許可・認定、届出の審査、監督事前準備、復命書作成等の業務

| 定期監督 | 申告監督 | 災害時監督・ 災害調査 | 再監督 | 司法警察事務 | 未払賃金立替払 調査等 | 集団指導 | 合計 | |
|------|------|----------------|-----|--------|----------------|------|-------|------|
| 827 | 500 | 58 | 48 | 12 | 107 | 49 | 1,601 | (件数) |
| 594 | 500 | 67 | 24 | 204 | 215 | 35 | 1,639 | (人日) |

計画策定上考慮する事情

①申告事案が増加し、これに対する優先的処理が重要
 （申告監督件数）19年457件、20年547件、21年738件

②多数の投書等の情報があり、この中には多くの
 労働条件確保上の問題が存在
 （情報件数）19年193件、20年172件、21年198件

③過労死等請求件数が高止まりするなど、過重労働
 の防止が課題
 （請求件数）19年度26件、20年度22件、21年度25件

④厳しい経済・雇用情勢を反映し、派遣労働者等
 非正規労働者の解雇等が発生

⑤縫製業、金属部品加工業等に多数の外国人技能
 実習生がおり、賃金等について法違反が存在

⑥石綿含有のおそれのある老朽化した建築物の
 解体が多数存在

⑦建設業、運輸業、製造業を中心に労働災害が
 多発
 （死傷件数）19年1,053件、20年1,064件、21年903件

これらの
 事情
 を背景に
 事業場を
 選定

重点対象ごとの監督件数の配分

〔申告監督の実施〕（申告者の権利の救済を図る）

①賃金不払、解雇等の申告のあった事業場 500件

〔定期監督の実施〕

（監督時には、労働条件、安全衛生の全般にわたり調査を行う）

②情報から監督を実施すべき事業場 45件

（下記③から⑦の情報を除く）

③長時間・過重労働のおそれのある事業場 112件

（トラック、IT関連企業、各種小売、メーカー等）

④大量整理解雇・派遣元事業場 86件

⑤外国人技能実習生の受入事業場 40件

⑥石綿障害防止の必要がある建築物解体工事現場 32件

⑦建設現場や安全管理等に問題のある自動車・金
 属部品の加工等を行う事業場 135件

など合計 827件

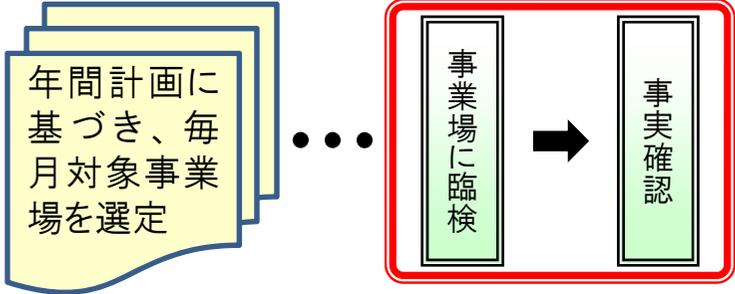
〔災害時監督、災害調査の実施〕

（災害発生原因の調査、法違反の是正、再発防止指導を行う）

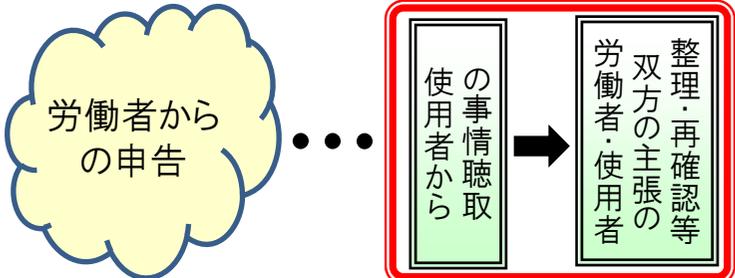
⑧災害発生事業場 58件

労働基準監督の仕組み

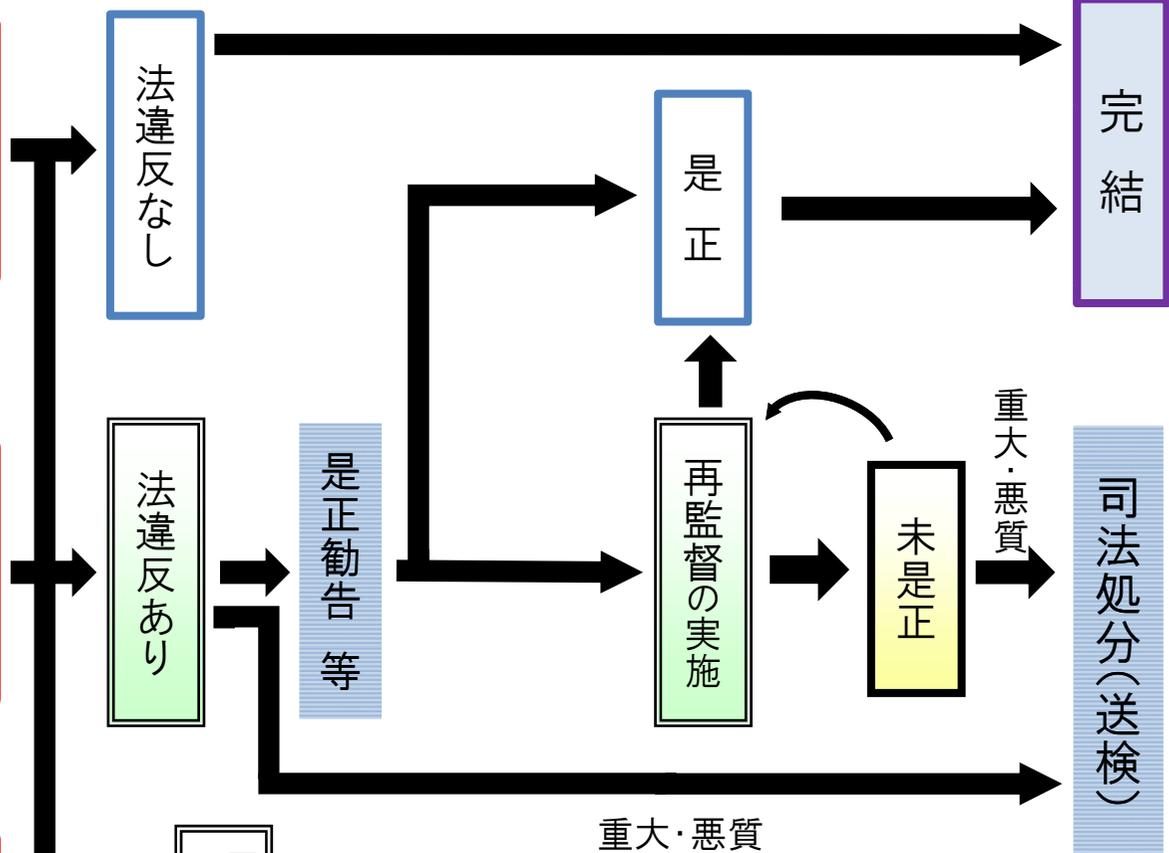
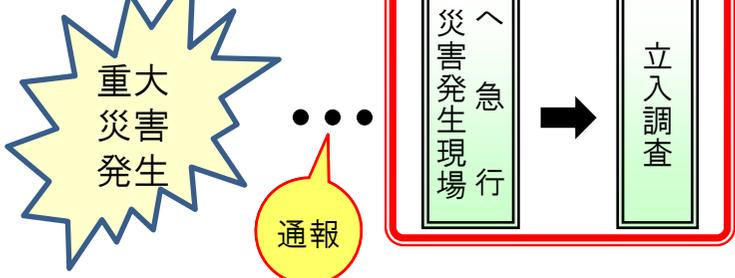
定期監督のフロー



申告監督のフロー



災害調査のフロー



公表

監督指導の実績：どれだけの活動を行ったか。（平成21年（4は21年度））

- 1 監督指導： 146,860件
【主要な違反】労働時間20.4%、割増賃金15.6%、就業規則10.6%、労働条件明示9.9%、健康診断9.6%
- 2 司法処理： 1,110件（送検された者2,320人）
- 3 申告受理： 42,472件
- 4 集団指導： 8,943回
- 5 許可・認定申請： 43,737件
（立替払認定・確認21,123件、最低賃金の減額許可14,468件、解雇予告除外認定2,909件ほか）
- 6 届出： 1,848,021件
（時間外協定約109万件、就業規則約44万件、1年単位の変形労働時間制約27万件ほか）

監督指導の実績：どれだけの成果を挙げたか。

- 1 不払賃金を支払わせる。
 - ア サービス残業の是正と賃金不払の申告の解決
【是正状況】
是正企業数15,588件、対象労働者数206,260人、支払金額約257億円（平成20年（度））
 - イ 企業倒産に伴う未払賃金立替払制度による救済：企業が倒産し、賃金が未払となっている労働者について、労働基準監督署がその状況を調査・確認し、国の立替払を受けられるようにしたもの
【立替状況】
対象企業数1,855企業、対象労働者数17,544人、立替金額約77億円（平成21年度）

- 2 「名ばかり管理職」を改めさせ、残業代を支払わせる。
(平成20年9月に多店舗展開企業における管理監督者の範囲の適正化について全労働局に通達)

【是正状況】(平成20年9月から22年5月末までの実績)

- ① 店長等が管理監督者とされていた371企業のうち、全部又は一部が管理監督者と認められず指導した企業は369。
- ② 159企業(店舗数としては約11,800店舗)が既に見直しを行い、その他は見直し作業中。
- ③ 管理監督者と認められなかった者に対する賃金(割増賃金)の是正金額約29億円。

- 3 危険なプレス機械を使わせないなど働く人の生命身体を守る。

○ 使用停止等命令(危険な機械・設備に関する行政処分)の状況

(平成21年): 命令を受けた事業場数4,066件、命令件数4,553件

【主要な命令】①墜落防止措置2,707件、②機械の回転軸・ベルト等の覆い等696件、
③木工機械の歯の覆い等514件、④プレス機械の安全装置276件、
⑤クレーン等の安全装置274件

【是正状況】使用停止等命令が行われた4,553件のうち、4,508件(99.0%)で法令違反が是正されており、残る45件が使用停止等の状態。

- 4 司法処分により厳正な処罰を加え、公表し、再発を防ぐ。

【主要な送検内容】(平成21年)

- ①賃金不払事案295件、②法令違反を原因とする死亡災害等事案432件、
- ③労災隠し事案102件、④賃金不払残業事案34件

※ 刑事責任を追求するとともに、送検内容を公表し、同種犯罪の防止を図っている。

諸外国における労働監督官の数

(参考)

| | 日本 | アメリカ注2 | イギリス注3 | フランス注4 | ドイツ注5 | スウェーデン注6 |
|-----------------|--|--|---|---|--|--|
| 監督する者の数 | 2,941人 本省23人 地方局444人 監督署2474人 | 3,878人 ・労働基準監督官 894名(2009年度) ・労働安全衛生監督官 1,740名(2010年度) ・安全衛生法令について労働長官の承認を受けて州で監督を行う者 1,244名(2009年度) | 2,742人 ・最低賃金監督官 153人(2008年) ・衛生安全監督官 1,439人(2007年) ・安全衛生法令について雇用担当大臣の委任を受け 地方政府で監督を行う者 1,150人(2003年) | 1,706人 ・労働監督官 535人 (2008年) 労働監督員 1,171人 | 6,336人 ・営業監督官 3,340人 ・労災保険組合の監督官 2,996人(2007年) | 262人 労働環境庁地方支部の職員約500人のうち、 262人が監督業務に従事 (2009年) |
| 雇用者1万人当たりの監督官の数 | 0.53 | 0.28 | 0.93 | 0.74 | 1.89 | 0.64 |

(厚生労働省労働基準局調べ)

注1：上記は、各国政府の公表資料による。制度がそれぞれ異なることに留意が必要。

注2：賃金や労働時間については、連邦労働省賃金時間部の地方支部の労働基準監督官が監督指導。安全衛生については、連邦労働省安全衛生局の地方支部の労働安全衛生監督官が監督指導するが、州の安全衛生法令が連邦法の定める基準と同等以上であり、かつ、労働長官の承認を受けた場合は、各州の職業安全衛生局の職員が監督指導。

注3：最低賃金については、歳入関税庁の最低賃金監督官が監督指導。安全衛生及び労働時間については、衛生安全庁の衛生安全監督官が監督指導するが、雇用担当大臣は、安全衛生について、小売店、事務所、ホテル等に関する執行権限を地方政府に委ねることができる。

注4：労働法令全般について、労働連帯省の労働監督官が監督指導。

注5：労働時間、休暇等については、州政府の営業監督官（環境保護業務も兼務する場合あり）が監督指導。安全衛生については、州政府の営業監督官に加え、事業主団体であり、行政機関でもある労災保険組合の監督官が構成員である事業主の事業所に対して指導等を実施。

注6：労働時間及び安全衛生について、労働環境庁の監督官が監督指導。

注7：ILO事務局の担当部署は「先進工業市場経済国では労働監督官1人当たり最大労働者数1万人とすべきと考える」としている（2006年11月ILO理事会「Strategies and practice for labour inspection (GB.297/ESP/3)」）。

注8：各国の雇用者数は、ILO LABORSTA（2009年11月現在）による。